



蓬田村公民館報
 【蓬 門】 第73号
 発行所
 青森県東津軽郡
 蓬田村公民館
 印刷所
 第一印刷

〈世帯と人口〉

世帯数	999
人口	男 2,541
	女 2,681
計	5,222
	(45.4.30 現在)

「蓬 門」原稿募集
 「蓬門」の原稿を募集いたします。
 どんな事でもよいです。原稿を送つて下さい。
 原稿送付先
 蓬田村教育委員会

蓬田村納税貯蓄組合連合会 第九回定期総会を行う



去る五月七日組合長四十余名が出席して、旧蓬田村役場に於て、第九回定期総会を行った。

会長あいさつのおと納税組合長として多年功労のあつた阿弥陀川第一納税貯蓄組合長、山谷俊雄氏、同第三納税貯蓄組合長、八戸一郎氏の両氏が表彰された。

村長、青森県税事務所総務課長、村議会議長の祝辞のおと議事にはいつた。

昭和四十四年度事業報告、組合員の異動、昭和四十四年度収支決算を、原案通り承認、つづいて、昭和四十五年度事業計画案を審議した、主なる目標は次の通り

- 一、納税者の全員組合加入
 - 一、納期間内納付の百分完納
- 昭和四十五年度収支予算案については収入支出をそれぞれ十二万四〇七三元として討議し総会を終了した。

〇 出稼労働者の心得 〇

- 農家の皆さん、毎日の農作業ご苦労様です。村では出稼労働者の安全確保について、色々施策を講じておりますので御協力下さい。
- 一、出稼ぎに行く前に家族とよく話し合つて皆が納得した上で出稼して下さい。
 - 二、出稼する場合は必ず役場に申出ること。
 - 三、就労した事業所の労働条件が当初聞いた条件と異なる時は、事業主と話し合ひに解決しない場合は就労地の安定所又は監督署に届出て解決して下さい。
 - 四、出稼者にとつて健康が一番大切なことです。出稼先にて必ず健康診断を受けて下さい。
 - 五、業務上の負傷、疾病の療養中又なおつた直後に負傷、疾病を待しております。
 - 六、出稼相談所の利用については出稼労働者のための出稼相談所が東京、大阪、札幌、名古屋の四ヶ所あり、出稼労働者手帳を持つて居る方はどなたでも利用できます。相談所では出稼中に生じた心配ごとなどどんな事柄でも相談にに応じてくれます。又手帳を持ていれば、宿泊二〇〇円、休憩一時間二〇円程度の負担で利用出来ますので、事業主との待合せ、家族との面会、その他汽車の待時間に御利用下さい。
- くわしくは役場、安定所、各相談所に気楽にお問合せ下さい。お待ちしております。

山でのタバコに注意

山菜とりなどのため、野山でのタバコは、山火事を招くおそれがありますから、十分注意してください。

これからの乾燥時には、野山での枯草は火を招いているようなものなので、タバコの吸いがらやマツチの燃えさしを捨てたら、たちまちなるように火は燃え広がります。

勲章伝達式開く

大東亜戦争において勇戦しその一から発令になり去る五月六日午前職にたおれた戦没者に対して叙勲九時三十分から蓬田村役場においてご沙汰を賜り第六六回、第六八回で遺族に対し勲章の伝達を行なつた。叙勲者は次の通りである。

(陸軍)

勲等	戦没者	遺族	部落別
旭七	飯田武蔵	飯田常雄	瀬辺地
旭七	工藤金治郎	工藤金太郎	広瀬

(海軍)

勲等	戦没者	遺族	部落別
旭七	佐井与三郎	佐井良作	広瀬
旭七	飯田誠一	飯田由蔵	瀬辺地
旭七	工藤秀孝	工藤キヌ	中沢
旭八	飯田杉雄	飯田ソト	瀬辺地
旭八	久慈芳三	久慈兼松	広瀬
旭八	青木志佐雄	青木宗雄	阿弥陀川
旭八	青木吉太郎	青木吉五郎	阿弥陀川
旭八	久慈清一	久慈清次郎	広瀬
旭八	柿崎重左衛門	柿崎カヨ	広瀬
瑞七	三上誠也	三上雄一	中沢
瑞八	森不二	森光秀	阿弥陀川

今年の農業労働協定賃金決まる

蓬田村農業委員会

村民の皆さん毎日のお仕事御苦勞様です。当委員会では、今年の賃金を算出し、村初の農業協同組合、農業振興組合等と協議した処、次のとおり決案したので皆さんの御協力をお願いいたします。

1. 機械賃（男1人付弁当持参）10アール

作業名	水耕	田起	荒	掘	代	掘	畑耕起	うね揚	パイ	ン	ン	脱穀	乾燥
賃金	1,500	1,000	1,200	1,500	1,000	3,500	5,000	袋1本150	袋1本150				

2. 雇用労賃（男女共弁当持参）

作業名	苗取	田植	除草	稲刈	脱穀
賃金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

3. 労働時間はその地域の習慣作業時間とする。

万一の事故に備えて！
みんな交通災害
共済に加入いた
しましょう

最近の交通量が益々多くなり国道は、もちろん、県道、村道でも自動車、バイクなど、ひんばんに走っています。万一の事故に備えて全員交通災害共済に加入いたしましょう。

交通災害共済も下記の通り昭和45年4月1日より改正になりました。一日一円一人につき年三五〇円となり大きな補償がうけられます。補償額は次のとおりです。

一級：亡くなられたとき 50万円
二級：ケガをして医師の治療を受けたとき

治療期間6ヶ月以上 10万円
三級：治療期間3ヶ月以上6ヶ月未満 5万円

四級：治療期間1ヶ月以上3ヶ月未満 2万円
五級：治療期間1週間以上1ヶ月未満 5千円

六級：治療期間1週間未満2千円以上のはかに自賠法施行令に定める等級区分の第一級区分に掲げる障害になつた場合は見舞金のほか別に20万円が加給されることになっていきます。

事故が起つたときは、軽いケガでもおそろかにしないで必ず警察へ事故の届けをいたしましょう。

見舞金請求の手続きは村役場です。手続には会員証

交通事故証明書（警察署で証明してください）と医師の診断書が必要

要です。

六月分予定

乳児グループ指導

月日	曜日	対象月令
6・11	第二木曜日	44・3・4・5・6月生
6・18	第三木曜日	45・1・2・3月生
6・25	第四木曜日	44・7・8・9月生

妊婦検診の

お知らせについて

月日	場所
四、五、六、二六	蓬田村役場会議室
対象者	全妊婦
持参するもの	母子手帳